

令和5年第5回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月15日(月) 午前9時30分から10時25分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜 克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 12番 豊川 敏雄 君 (1人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第6号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第8号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

第4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第28号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第29号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小村 隆幸 君

事務局次長 大沢 直明 君

主査 大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第5回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日、12番豊川敏雄委員が欠席しておりますが、出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、4番 川崎 良巳 委員と15番 中川原 隆雄 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第3 報告第6号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（大沢）	<p>議案書の1ページ報告第6号をご覧ください。農地法第52条の規定に基づく情報提供について、でございます。</p> <p>令和4年1月から12月までの1年間に締結された賃貸借における10アール当たりの賃借料水準を情報提供するものです。</p> <p>水田は、五戸町全域で平均額6,900円、最高額10,500円、最低額2,300円、筆数は351筆となっております。</p> <p>普通畑は、五戸町全域で平均額10,100円、最高額15,300円、最低額5,100円、調査筆数は288筆となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第6号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>報告第7号につきましては、柏田 雅俊 委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により議事参与が制限される場所ですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、柏田 雅俊 委員 着席のまま議事を進めます。</p> <p>報告第7号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の2ページ報告第7号と参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は7件です。</p> <p>1番、大字扇田字後ノ沢、字野月、田、2筆、合計1,985㎡、相続人の要望により解約するものです。</p> <p>2番、大字倉石又重字沼久保、畑1筆、5,550㎡、高齢により経営規模縮小のため解約するものです。</p> <p>3番、大字倉石又重字鎗水下夕、田2筆、合計3,162㎡、競売にかかりそうだと聞いたため解約するものです。</p> <p>4番、字古堂後、田11筆、合計10,593㎡、当該農地を購入す</p>

	<p>る事業者が現れたため解約するものです。</p> <p>5番、大字切谷内字館ノ谷地、田1筆、1,820㎡、農地中間管理機構を利用した貸借へと借り換えるため解約するものです。</p> <p>6番、大字切谷内字館ノ谷地、字兎内下谷地、田3筆、合計5,853㎡、農地中間管理機構を利用した貸借へと借り換えるため解約するものです。</p> <p>7番、大字切谷内字佐野前谷地、田2筆、合計7,648㎡、新たに貸借する人が現れたため解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第7号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、報告第8号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の5ページ、報告第8号と参考資料の15ページをご覧ください。</p> <p>法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について、令和5年4月18日付け登日記第89号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて昭和56年8月28日農林水産構造改善局長通達に基づき、令和5年5月2日に農業委員3名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。</p> <p>1番、申請地の所在は、大字倉石中市字中平、畑、計2筆、面積は合計1,469㎡です。</p> <p>現地調査の結果、現況は、宅地と原野と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第8号を終わります。</p>

議 長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、7番 佐々木 一榮 委員と17番 鈴木 徳治 委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第4 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の6ページ議案第25号と参考資料の18ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案6件です。1番から3番は、贈与による所有権移転、4番から6番は、売買による所有権移転です。</p> <p>1番、大字切谷内字菖蒲川後、田1筆、1,502㎡です。</p> <p>2番、字越掛沢、畑1筆、7,514㎡です。</p> <p>3番、大字浅水字下平、畑1筆、1,358㎡です。</p> <p>4番、字古堂と字古堂後、田12筆、畑1筆、計13筆、合計14,155㎡です。</p> <p>5番、大字豊間内字地藏平、畑1筆、1,360㎡です。</p> <p>6番、字沢向、畑1筆、477㎡です。</p> <p>1番から6番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>4番の売買価格は、田畑合わせて1,189,097円、10aあたり84,000円です。</p> <p>5番の売買価格は、500,000円、10aあたり367,000円です。</p> <p>6番の売買価格は、50,000円、10aあたり104,000円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、鈴木 徳治 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
鈴木徳治調査委員	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の6ページ議案第25号と参考資料18ページを御覧ください。5月2日に、岩井会長と佐々木一榮委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p>

	<p>1 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が遠距離で管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は麦を作付けするそうです。</p> <p>2 番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢で管理できなくなったため、譲受人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、大根、きゅうり、キャベツなどを作付けするそうです。</p> <p>3 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が遠距離で管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、大豆、自家野菜を作付けするそうです。</p> <p>4 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人は事業拡大を目指し、作業効率の面から集約している農地を探していたところ、譲渡人の農地があったため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、大麦、赤かぶを、作付けするそうです。</p> <p>5 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は高齢で管理できず、後継者もいないため、農地の近くに居住する譲受人へ申し出をし、農地を売買するものです。譲受人は、大根、野菜を作付けするそうです。</p> <p>6 番は、譲渡人と譲受人は空き家バンク登録住宅を売買する関係で、空き家に隣接した付属の農地と一緒に売買するものです。譲受人は、自家野菜を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
13 番（竹原）	<p>7 ページの古堂、古堂後の件について、譲受人の泉農場は前にも何回か聞いたことあるが、大豆や赤かぶを植えるということだが、また、場所がわからないのだがこの周辺で田んぼをやっているのですか。</p>
調査員（鈴木）	<p>現在は田んぼをやっていません。この場所は葦がかなり伸びていますが、機械を入れて耕せば、まだ畑に戻せる状態です。</p>
13 番（竹原）	<p>ちょっと前の話なのですが、泉農場さんが結構田んぼを借りているが、管理が良くないということを聞いたことがある。</p>
調査員（鈴木）	<p>まだ柳の木まではいっていないが、畑で利用していくのであれば、なんとかやれるのではないかと私は見ました。</p>
13 番（竹原）	<p>事務局はどう思うか。</p>

事務局（小村）	事務局としましては、すごく伸びていますので、管理してもらえる利点と作付けしてくれるということです。現状は耕作放棄地になるような状態ですので、受けてもらい管理して少しでも作付けしてもらったほうが、現状から前に進むのではないかと思います。
調査員（佐々木）	野菜の赤かぶということですが、現状は畦畔を設置できない状態であり、今後は畦畔を徐々につけ、将来的には田んぼを作付けしたいという話もしていました。
13 番（竹原）	管理して周りに迷惑をかけないように管理してほしい。
事務局（小村）	今後、動向をみていきます。
議 長（岩井）	その他、ございますか。 （「なし」の声あり）
議 長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長（岩井）	全員賛成ですので、議案第 25 号は、原案のとおり決定いたしました。
議 長（岩井）	次に、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大澤）	それでは、議案書の 9 ページ、参考資料の 48 ページをご覧ください。 「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。 今月の許可申請は、1 議案 2 件です。 1 番、農地の所在は字苗代沢、地目は畑、面積は 1,140 m ² 、転用目的は駐車場・資材置場・洗車場用地です。農地区分はその他の第 2 種農地と判断いたします。 2 番、農地の所在は大字倉石中市字中市、地目は畑、面積は 255.7 m ² 。転用目的は駐車場です。農地区分は第 3 種農地と判断

	<p>いたします。 以上です。</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木 一榮委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>佐々木一榮調査委員</p>	<p>農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の9ページ議案第26号と参考資料の48ページを御覧ください。3条申請と同じく、5月2日に現地調査を行いました。</p> <p>1番は、既存の駐車場が手狭となったため、隣接する申請地を購入して、駐車場・資材置場・洗車場用地として利用する計画です。周囲は、北側は駐車場、東側は町道、西側は原野、南側は宅地と原野となっております。雨水と洗車後の排水は、敷地内にて地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>2番は、既存の駐車場が手狭となったため、隣接する申請地を寄付してもらい、駐車場として利用する計画です。周囲は、北側は駐車場、南側は宅地、東側と西側は町道となっております。</p> <p>汚水等は発生せず、雨水は敷地内にて地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。 調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 議案第27号の1番については、佐々木 一榮 委員に関する事</p>

	<p>案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(佐々木 一榮 委員、退席)</p>
議長 (岩井)	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは議案書の10ページ、議案第27号をご覧ください。</p> <p>「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>五戸町長より令和5年4月25日付け五農林第29号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案36件で、合計面積は293,562㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。</p> <p>1番から4番は、利用権設定による貸借です。5-1番から11番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。</p> <p>1番、字豊間内字大久保、字熊戸前、田と畑、計2筆、面積は合計10,364㎡。10年の使用貸借です。水稻、ゴボウを作付けする予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第27号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第27号の1番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>ここで、佐々木 一榮 委員を入室させてください。</p> <p>(佐々木 一榮 委員、入室・着席)</p>
議長 (岩井)	<p>次に、議案第27号の2番から11番について、事務局より説明</p>

事務局（大澤）

をお願いします。

それでは、議案第 27 号の 2 番からご説明いたします。

2 番、字熊野林後、田、面積は 2,512 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 20,000 円です。水稻を作付けする予定です。

3 番、大字切谷内字上蛇沢、畑、計 2 筆、面積は合計 7,241 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 70,000 円です。ピーマンとニンニクを作付けする予定です。

4 番、大字浅水字柏木沢、字幸神、字豊川窪、大字手倉橋字柳雫、大字倉石中市字高田、大字倉石又重字長畑、田と畑と樹園地計 14 筆、面積は合計 35,853 m²。

5 年の使用貸借です。水稻、トウモロコシ、トマト、スイカ、リンゴ、プラムを作付けする予定です。

5-1 番、字熊野林後、字太平楽、田、計 2 筆、面積は合計 7,005 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 34,900 円です。5-1 番から 5-11 番までは借り手が同じ方で、作付けする作物は同じです。水稻を作付けする予定です。

5-2 番、大字切谷内字菖蒲川下谷地、田、面積は 4,828 m²。

3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 24,100 円です。

5-3 番、字太平楽、田、面積は 1,367 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 6,800 円です。

5-4 番、大字上市川字中里谷地、田、面積は 2,432 m²。

10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 12,100 円です。

5-5 番、大字切谷内字菖蒲川下平、字中菖蒲川、大字上市川字赤川々原、田、計 8 筆、面積は合計 7,553 m²。

10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 37,300 円です。

5-6 番、大字上市川字高田、田、計 3 筆、面積は合計 3,490 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 17,200 円です。

5-7 番、大字上市川字立谷地、田、計 3 筆、面積は合計 6,517 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 32,500 円です。

5-8 番、大字上市川字立谷地、田、面積は 3,264 m²。

10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 16,300 円です。

5-9 番、大字上市川字高田、字立谷地、田、計 5 筆、面積は合計 3,780 m²。

10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 18,700 円です。

5-10 番、大字上市川字立谷地、田、計 2 筆、面積は合計 3,883 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 19,300 円です。

5-11 番、字姥堤、田、面積は 5,007 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 3,000 円、年 15,000 円です。

6-1 番、大字切谷内字館ノ谷地、田、面積は 1,820 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 9,100 円です。

6-1 番から 6-12 番までは借り手が同じ方で、作付けする作物は同じです。水稻を作付けする予定です。

6-2 番、大字切谷内字佐野前谷地、字館ノ谷地、字兎内下谷地田、計 5 筆、面積は合計 13,501 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 67,200 円です。

6-3 番、大字切谷内字佐野前谷地、田、計 2 筆、面積は合計 3,670 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 18,200 円です。

6-4 番 大字切谷内字佐野前谷地、字淋代、田、計 3 筆、面積は合計 4,605 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 4,000 円、年 18,200 円です。

6-5 番、大字切谷内字淋代、田、計 2 筆、面積は合計 4,383 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 21,800 円です。

6-6 番、大字切谷内字佐野谷地、田、面積は 695 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 3,400 円です。

6-7 番、大字切谷内字佐野谷地、田、計 2 筆、面積は合計 5,711 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 28,400 円です。

6-8 番、大字切谷内字佐野前谷地、字佐野谷地、田、計 3 筆、面積は合計 6,319 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 31,400 円です。

6-9 番、大字切谷内字館ノ谷地、田、面積は 2,644 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 4,000 円、年 10,500 円です。

6-10 番、大字切谷内字佐野前谷地、字佐野谷地、田、計 2 筆、面積は合計 2,363 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 4,000 円、年 9,300 円です。

6-11 番、字下根前、田、面積は 3,386 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 4,000 円、年 13,500 円です。

6-12 番、大字切谷内字佐野谷地、田、面積は 1,105 m²。5 年の使用貸借です。

7-1 番、大字上市川字越戸、田、計 3 筆、面積は合計 6,056 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,600 円、年 45,900 円です。

7-1 番から 7-4 番までは借り手が同じ方で、作付けする作物は同じです。水稻を作付けする予定です。

7-2 番、大字上市川字越戸、田、面積は 3,003 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,600 円、年 22,800 円です。

7-3 番、大字上市川字越戸、字前谷地、田、計 3 筆、面積は合計 9,001 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,600 円、年 68,300 円です。

7-4 番、大字上市川字前谷地、田、計 3 筆、面積は合計 15,618 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,600 円、年 118,600 円です。

8-1 番、大字倉石中市字上平、田、面積は 3,953 m²。10 年の使用貸借です。牧草を作付けする予定です。

8-2 番、大字倉石中市字上平、字頭久保、字団ノ坂、田、計 5 筆、面積は合計 17,824 m²。10 年の使用貸借です。

牧草を作付けする予定です。

9 番、大字切谷内字佐野前谷地、田、面積は、2,734 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,000 円、年 19,100 円です。水稻を作付けする予定です。

10 番、大字倉石又重字沼久保、畑と樹園地、計 3 筆、面積は合計 4,956 m²。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 49,400 円です。リンゴを作付けする予定です。

11 番、大字倉石石沢字一ノ坪、字風原平、字柴山、字下川原、字砂地平、字外山、字平山、大字倉石中市字ブドロク、田と畑、計 26 筆、面積は合計 75,119 m²。10 年の使用貸借です。水稻、長芋、ニンニクを作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 (岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10 番 (中里)

前にもお話をしたことがあるのですが、上市川地区で数年前に 5 年契約や 10 年契約でいったん契約したのが、米が安くなったからといって、賃料を 5,000 円から 2,500 円に下げられたという事例がありまして、田んぼの条件等で賃料をさげたり、解約することがあると思うが、次々に規模を拡大してやっているのに、米が安いから賃料を下げられても困る。今後途中で下がった場合、10 年契約に関して、中間管理機構を実施している農林課に呼びかけして対応してもらえるのか。

議 長 (岩井)

ただ今の質問については、ここでの権限はありませんので、事務局の方で要望を担当課の方に伝えるということであれば、伺っておきます。

15 番（中川原）	16 ページの切谷内字前谷地、17 ページの切谷内字前谷地の10a 当たりの賃借料が 5,000 円と 4,000 円で違うが、特別な理由があればお知らせください。
事務局（大澤）	賃料が一部安いのがありますが、所有者からの申し出で 4,000 円でも、いいということで安いところもありました。
議 長（岩井）	その他、ございますか。
	（「なし」の声あり）
議 長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 27 号の 2 番から 11 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議 長（岩井）	全員賛成ですので、議案第 27 号の 2 番から 11 番は、原案のとおり決定しました。
議 長（岩井）	次に、議案第 28 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の 25 ページ議案第 28 号と参考資料の 76 ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。1 議案 2 件です。 1 番の字越掛沢の畑 1 筆について、令和 5 年 4 月 5 日に所有者から申出がありました。20 年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。 2 番の大字倉石又重字下雨池の畑 1 筆について、令和 5 年 4 月 18 日に所有者から申出がありました。20 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。 令和 5 年 5 月 2 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。 2 筆、5,615 m ² です。説明は以上です。
議 長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

<p>議 長（岩井）</p>	<p>（「なし」の声あり）</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 28 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 28 号は、非農地と判断することに決定しました。</p>
<p>議 長（岩井）</p>	<p>次に、議案第 29 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（大沢）</p>	<p>議案書の 26 ページ議案第 29 号をご覧ください。令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、でございます。</p> <p>農業委員会による最適化活動の推進等に基づき、令和 4 年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価について決定を求めるものでございます。次のページをご覧ください。</p> <p>令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の資料となります。1 農業委員会の状況についてですが、昨年度と変更ありません。次のページをご覧ください。</p> <p>最適化の実施状況についてです。中段の③実績をご覧ください。今年度末の集積面積は 26ha 増の 1,468ha、集積率は 33.5%、前年に比べ 0.6 ポイント増加しております。点検結果ですが、農林課と連携して農地中間管理事業の推進を図りましたが、目標の集積率 39%には届きませんでした。今後は広報やリーフレット等を活用し、更なる事業の周知を図っていきたいと思っております。</p> <p>次に(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。次のページの③実績をご覧ください。</p> <p>今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は 5.2ha で目標面積の 3.2ha を上回る事ができました。</p> <p>次に(3)新規参入の促進についてです。次のページの③実績をご覧ください。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。現時点で貸し付け希望者の公表基準がないためどのように公表するか今後検討して、ホームページに掲載できるよう考えていきたいと思いま</p>

す。次のページをご覧ください。

下側の目標の達成状況の評語についてですが、緑区分の遊休農地解消が100%以上達成できたので、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

次に推進委員等の点検・評価結果ですが、月平均の活動日数、6日の目標に対し、平均で1日だったため、期待を下回る結果となったとしております。次のページをご覧ください。

Ⅲ事務の実施状況についてです。2農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は46件で、すべて許可しております。次に3農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は11件でございます。次に4違反転用への対応ですが、違反転用面積は5.6haで昨年度解消した面積はありませんでした。

説明は以上となります。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和5年第5回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第5回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年5月15日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員